

## 電子処方箋 薬局向け利用方法解説動画 ナレーション

この動画では、電子処方箋導入後の医療機関での業務の流れを代表的な例を用いて紹介します。

処方箋の発行形態や受付の方法によって、利用の流れや参照できる情報の種類は異なります。

まず処方箋の発行形態による違いです。

電子処方箋では、新たに処方内容を含むデータとの紐づけを行うために引換番号を発行し、その番号が記載された処方内容（控え）を印刷し患者に渡します。

発行形態が紙の処方箋の場合は処方箋に引換番号が記載されます。

処方箋の発行形態を問わず、電子処方箋管理サービスの各機能は利用可能です。

処方内容データは送信が必要です。

電子処方箋を選択した場合は、処方内容を含むデータが処方箋の原本となるため、処方箋を発行する医師・歯科医師は電子的に署名する必要があります。

次に本人確認/資格確認の方法による違いです。

受付時の資格確認方法を問わず、電子処方箋管理サービスの機能は利用可能です。

ただし、マイナンバーカードによる受付の場合のみ、患者の同意によって、従来のレセプト情報を元にしたお薬情報に加え電子処方箋に対応する医療機関・薬局で登録された直近までの処方・調剤情報や特定検診情報などの参照ができるようになります。

電子処方箋導入後、患者がマイナンバーカードを利用し、電子処方箋を選択したケースを、一般的な業務の流れに沿って紹介します。

受付時、患者はマイナンバーカードを用いて、オンライン資格確認の仕組みを使い顔認証付きカードリーダーによって本人確認を行います。

本人確認後、画面上に過去のお薬情報の提供への同意を確認する画面が表示されます。患者が同意することで、医師・歯科医師は過去処方情報や調剤情報の参照が可能になります。

次に患者は電子処方箋か紙の処方箋を選択します。

健康保険証での受付の場合、口頭や問診票などで発行形態を患者に確認します。

マイナンバーカードでの受付時、患者が過去のお薬情報の提供に同意している場合、医師・歯科医師は診察時、任意のタイミングで過去のお薬情報を参照できるようになります。

電子処方箋に対応する医療機関・薬局で登録された1か月以内の処方・調剤情報を、処方箋の発行形態を問わず参照することが可能になります。

同意がない場合でも、以前に自身の医療機関で処方した内容に紐づく調剤結果を参照することは可能です。

電子処方箋管理サービス側で、患者が過去一定期間にもらったお薬の情報を元に現在服用中のお薬を抽出し、新しく処方するお薬と重複投薬や併用禁忌がないか確認します。

薬剤の成分などを元に、重複投薬・併用禁忌に該当する場合、画面上にその内容が表示されます。

患者が過去のお薬情報の提供に同意がない場合でも、今回処方対象のお薬に限り、重複投薬・併用禁忌に該当したかを確認することが可能です。

重複投薬・併用禁忌があった上で処方をする場合は、医師・歯科医師が確認したことを登録します。

処方意図を入力することで、薬剤師側にその内容を共有することも可能です。

電子処方箋の場合、電子ファイルが原本となりますので、従来の処方箋への記名押印又は署名に代わり、電子署名を行います。

電子署名は、HPKIカードなどを用いて行います。

処方内容も確定し、診察が終了したらお会計です。

発行形態が電子処方箋の場合でも、当面の間は処方内容（控え）を印刷し患者に渡します。紙の処方箋の場合は従来どおりです。

処方箋発行後、薬局での調剤結果が登録された場合、医療機関は取り込み操作を行うことで、調剤結果を電子カルテシステムで参照できるようになります。

調剤結果の変更や後発医薬品への変更内容などを、薬剤師が任意で入力するコメントと合わせて確認できます。

以上の主なポイントです。

患者は紙の処方箋に加えて、電子処方箋を選択できるようになります。

患者の同意があれば、電子処方箋管理サービスに登録された直近までの処方情報などを参照し診察に活用できます。

重複投薬や併用禁忌を、他の医療機関・薬局の情報も含めてチェックします。

処方内容は電子処方箋管理サービスに登録します。

各手順の詳細を知りたい方は、医療機関等向けポータルサイトに

掲載されているマニュアルをご参照ください。